

特 243

782

# 人間性の尊厳

—水平運動の純化—

南 梅 吉 著

幼  
童

日本水平社パンフレット

第 一 編



\* 0038946000 \*

0038946-000

特 243-782

人間性の尊厳

南梅吉・著

日本水平社総本部

昭和2

AGH



背243  
782

— 目 次 —

- 1 聲 明 書
- 2 綱 領
- 3 宣 言
- 4 規 約
- 5 人 間 性 の 尊 嚴
- 6 日 本 水 平 社 第 一 回 協 議 會 決 議 案



聲 明 書

水 平 社 の 純 化



水平運動起りて以來、諸種の運動中、未曾有の發展を遂げ、その所期の目的の達成を計り來れるが、今や、政治に經濟に、その充實を要求せらるゝの急切なる時、然も、その隆盛の一方には、或は運動を一般社會運動と同じく左傾に走り、又はこれに借口して右傾の手足となるものありて、創立當時の所期に反し、反つて



その團結の力を弱め疑念を買ひ、われ等同族の面目を汚辱し、或はこれを利用して一部の私利に供せむとするものあり。斯くの如くんば、たとひ新社會出現の時來るとも、或は榮光水平の道程の開けて辿り得る道を望むの秋ありとも、われら兄弟全部はたゞ一部の利用の辱づくべく悲しむべき犠牲となりて、依然困憊と侮辱のドン底に沈淪呻吟するの他なかるべし。

われら水平社創立以來、誠心誠意、同族全般の福利のために、正當正義にして堅實なる一路に突進するもの、この現状を想察して袖手坐視するに忍びず敢然、茲に、水平社創立當時の本旨を失せず、他の一般社會運動と混合することなく、吾が部落三百萬同

族の徹底解放のため、既成政黨に超越し、新興政派に附和することなく、眞に、明治大帝の『億兆、一人その處を得ざるものあるはこれ朕が罪なり』との、たゞ感泣措く能はざる聖旨に銘して、今日既に認められたる正義の上に、速かに堅實に、部落民解放の實を致すべく、則ち同志集り、新に日本水平社を創成し純眞確乎たる團結を成就せむとす。

右 聲 明 す。



## 綱 領

- 一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶對の解放を期す
- 一、吾等は絶對に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す。
- 一、吾等は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す

## 宣 言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ

長い間虐められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と多くの人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ、そしてこれ等の人間を勤るかの如き運動は、かへつて多くの兄弟



を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事に  
よつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、むしろ必然  
である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であ  
つた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者で  
あつたのだ、ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥  
取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂  
かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の  
悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そ  
うだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうする時

代にあうたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が來たのだ。そ  
の荆冠を祝福される時が來たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が來たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先  
を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、  
何んなに冷たいか、人間を勤ほる事が何んであるかをよく知つて  
ある吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讚するものである。

日本水平社は、かくして生れた。  
人の世に熱あれ、人間に光あれ。



- 一、各府縣水平社ハ日本水平社ニ加盟シタル各地ノ個人又ハ團體ニ依ツテ組織ス。各二名以上ノ執行委員ヲ選舉スルコト。
- 二、日本水平社總本部ハ京都市ニ設置シ地方執行委員ニ依ツテ中央執行委員長一名、書記長一名、若干ノ執行委員ヲ選舉スルコト。
- 三、中央執行委員長ハ春秋二回ノ大會ヲ司催シ地方執行委員ヲ日本水平社會議ニ召集スル權能ヲ有ス。
- 四、地方執行委員ハ全水平社會議ノ開催ヲ中央執行委員長ニ提議スルコトヲ得。
- 五、地方執行委員ハ各選舉者ノ三分ノ二以上ノ信任ヲ缺ク場合ハ其ノ資格ヲ失ス。
- 六、各地水平社ハ日本水平社綱領宣言ニ依リ自由ノ行動ヲ取ルコト。
- 七、各府縣地方水平社ノ規約ハ各々任意トス。

昭和二年一月

京都市上京區鷹野北町八番地

### 日本水平社總本部

## 人間性の尊嚴

南 梅 吉 著

(一)

水平運動ほど、迅速熾烈に、發展擴大したる運動は、古今東西、かつてないのである。幾かの年月を出でずして、全國に瀰蔓し、津々浦々に迄、荊冠旗の翻るのをみるようになつたのには、まつたく驚異のほかはない。これ水平運動に携る者の、身命を賭して苦闘せる献心的努力の協力一致におふところ大なるは勿論なりと雖も、亦、水平運動そのものが、最もよく社會の進運に順應し、時世の要求に適合したる妥當合法



の運動なりし爲めである。

凡そ、差別問題ほど、悲痛にして深刻なる問題はないのであるが、一般世人はこれを閑却して、毫も顧慮するところなく、實に冷淡なる態度であつた。然るに今や、婦女老幼にいたる迄、注意を喚起し、反省を促進するようになつたのは、ひとへに水平運動の賜である、纏て水平運動に對する正しき理解の普及すると共に、吾人の標榜する佳き日の到来も遠きに非ざるべきを信じて疑はぬ。此の際、緊禪一番して、目的の爲めに勇往精進せん事を祈願する。而して、身を焦しつゝも、世を照明する螢火の如く、自ら犠牲となるも暗膽たる世に炬火を點じ黎明の輝を齎さん事を念願して已まぬ。従來と雖も、この重大なる差別問題に對し政府又は民間團體に於て、對策が講せられんでもなかつたが然し従來のそれは、まつたく採るに足らざる微温的姑息的のものに過ぎなかつた。のみならず、人間性の本質的慾求には、何等の考慮をも拂はざる、まことに迂遠杜撰のものであつた。却つてそれあるが爲めに、本問題の本質的使命を

迷宮に導き、人間の尊嚴性を混沌たらしめた慍ひがあるのである。

先づ最初起つた運動にして、今尙ほ相當の精力を有するものに、所謂部落改善運動がある、これは世間衆知の如く、部落内部の物質的有形的改善を遂行せんとする運動であつて、更に具體的に云ふならば部落内部に於ける地區の整理、住宅の改良、言語風俗の修正、衛生設備の完備等、あらゆる缺陷を擧示して改善を施さんとする趣旨の運動である。この位、淺はかにして幼稚なる趣旨の運動はないのであるまことに本末顛倒の運動であつたのである。

抑々部落民が斯る境涯に沈淪せざるを得ざりし理由は那邊に存するであらうか。

かの朦昧にして野蠻なりし封建時代に、ひたすら支配階級の専恣横暴を擁護せん爲め、嚴格なる階級制度を確立し、日常の起居動作に至る迄、強壓的に干涉して階級的區別を及ぼした。殊に階級制度の犠牲となりし、最下層の階級者に對する壓迫干涉は言語同断のものありて、一例を擧ぐれば、當時幕府又は各藩の布令中『穢多共着類を



の外諸品、百姓共へ申付け候趣きに準じ、尙以て軽くすべし」と云ふが如き、又は「この頃國々在々の穢多共増長し風儀宜しからず、町人百姓と紛らはしき服装をす不埒の段厳しきお仕置き申付け候」と云ふが如き、これらをして以てしても一斑を窺知するを得るが如く、當時如何に壓迫干渉の甚だしかりしかは想像に難くない。斯る壓制と蹂躪の爲め勢ひ生活の低下を餘儀なくせしめられたのではないか、明治維新後に斯る不合理なる階級制度は變革されたとしても、蹂躪し盡された環境迄、直ちに挽回復興するに由なければ、一般に比して軒輊の相違ありしは、免れ得ざりしところである。すなはち、この環境の相違を採つて以て、人間差別の因果もこれに依據するものとなし。これを改善するを以て、平等の實を齎し得るが如く思ひ做したのが、改善運動の起りし所以であるが、まことに淺はかなる考へ、幼稚なる見解といはねばならぬ、これをしも本末顛倒の運動と云はずして何をか云はんである。過去に於ては、日常生活迄に干渉壓迫して増長したりと責め、現在に至れば物質

の貧窮さへも誹謗して、人間性の尊嚴を認容せず、彼此考へ來れば、まづたく悲憤慷慨に堪へない。

而も惟々諾々と服従し、着々改善の實は舉り、一般に比して何等遜色なき迄に至つたのであつたが、畢竟「改善されたる部落」として、或は「模範部落」として、改善論者の視察にこそ資すれ、豫期する差別撤廢の効顯は少しも舉らなかつた。事茲に至りては、いかに改善運動の共鳴者と雖も、その運動の杜撰なる事を確知するに至りて期待漸く薄らぎ、改善運動行き詰りの囁きは、おのづから起りだしてきた。斯くて、改善運動は融和運動に轉移するようになったのである。

(二)

融和運動は改善運動の失策に鑑みるところあり、改善運動が對内的に有形上の改善を講じ、恩惠的施設を成さんとせしに反し、融和運動は對外的に、無形上の改革を企て、同情的親交を成さんとするに至つた。



すなはち、部落民は永い間の因襲に依り、謂れもなき差別を受け「社会外の社会人」として、或は「人間外の人間」として、排斥疎外される爲め、勢ひ部落民相互の間にのみ共同生活を営み、一般民との間に接觸親交は無かつたのは當然である。而うして改善運動が有形的物質上の相違を目睹して直ちに採つて以て差別の因果をそれによりとした如く、融和運動は、この接觸親交なきを看取して直ちに採つて以て差別の因果を之れにありとし、接觸を計つて、愛情を喚起する事に努めたのである。然り、而うして接觸は理解を生み、理解は融和を生ずるが故に、之を稱して融和運動といふのであるらしい。

いかさま融和運動の結果安價なる、愛情と理解とは附與されたであらう。然しそれは、宛ら野犬が理解されて畜犬となつた如く、又は山猫が愛されて馴猫となつた如く「理解されたる部落民」として、或は「交親部落」として、獨り融和運動家の愛玩を擅にするに留り、毫も人間としての本質的慾求を満されないのである。

惟ふに、融和運動は改善運動に比して、大いに異彩を放てるが如くにして、その實は、同じ道程を辿り、あまり甲乙なき杜撰迂遠の運動であつたのである。兩運動ともに、因襲の結果より來れる表面上の相違にのみ拘泥し、その原因をなす人間性の絶對價値を認容する事を慢りにしてゐるのである。

人間が人間として尊い、人間は禮讃すべきものなる事は、炳として日星の如く瞭らかな事實であり、牢として盤石の如く動かすべからざる眞價でなければならぬ。人間が人間として尊いといふ、この絶對的價値こそは、何物に依つても左右する事は出來得ないのである。無論、富の多少、環境の是非、社交の如何に依りて、相違するよちな事はあり得ない道理である。夫れ然り、然るに人間生活の派生的條件に過ぎざる物質上の改善を遂行して、人間性の尊嚴を認容せんとす、部落改善運動の如き、今更ら頻繁なる接觸を俟つて、人間性の尊嚴を理解せんとする融和運動の如きは、たゞにその効績を擧ぐる事の覺束なきのみならず、加へて、斯る派生的條件に拘泥する事が、



いかに人間性の尊厳を認めんとする正路を混沌たらしめて迷宮に導くかを、深く省察すべきである。人間性の尊厳を確知するには、人間そのものを對照とすれば足るのであつて、人間そのものをハッキリと凝視する事を拵いて他に求む可きものではない。換言すれば、人間性の原理に覺醒するを以て、最上唯一の方途と爲すべきものである。斯かるが故に、水平運動は、人間性の原理に覺醒し、人類最高の完成に突進すべきを宣明し、而して政府及び民間團體の恩惠的施設を拒避して、人間性の尊厳が物質改善に依りて齎さるべきものに非ざる事を裏書きし、且つ、我々部落民は部落民のみの團結と力に依つて絶對の解放を期すべきを標榜して、接觸や理解に依つて人間性の尊嚴を把持すべきに非ずして、人間性に覺醒する自我更生の作用のみ、獨りよくこの目的を達成すべきを顯示したのである。

おそらく、差別撤廢の方途として、水平運動の右に出づるものはないと信ずる。吾人は水平運動を以て唯一無二の最良運動なりと斷言して憚らない。凡そ人間差別の不合理にして、人道上の罪惡なる事を認めらるゝの士は、來つて水平運動の精神を賛せられ、水平運動の擴大を助勢されん事は、獨り水平運動の爲めのみに留まらず、人類社會の爲めに裨益する所以のものなる事を信じて疑はぬ。まことに然り、然りと雖も、未だ水平運動に對する眞の諒解を有する者尠く、なかには故ら讒誣中傷するものあり、流言蜚語を放つものありて、世人また、巷間傳へらるゝ浮説に迷はされて、水平運動に對する謬見を抱く者多きは、まことに遺憾の極みである。

殊に水平運動に於ける、徹底的糾弾については往々批難の聲を耳にする事があるのである。

(三)

水平運動に對する謬見は、殆んど徹底的糾弾にあると云ふもよい位である。而もこの徹底的糾弾こそは、水平運動の特色にして使命を司るものである。されば糾弾の意



義については、水平運動を論ずる度に必ず宣明されてゐるのであつて、今更ら贅言を繰り返すの要を認めないほどにも思ふ。

凡て、いかなる目的を達成せんとするにも、その目的達成の障害を排除せなければならぬ。顕正の道は自明の理である。顯正の道を布かんとするには、一方に破邪の力を有せねばならぬ。勸善と懲惡とは、必ず楯の両面を爲すものである。故に凡百の施設、萬般の教化皆齊しくこの道に依るのである。惡を許容して、善を鼓吹せんとするが如きは、偽善者の空想に過ぎない。人間胃瀆の罪を放置して、人間尊重の精神を顯示せんとするが如きは、これ道理をもてあそぶものにはかならないのである。それも罪惡を招來せんことの危虞に對する豫防的方策ならば、或ひは勸善の一方を以て足れりと思ふも、この重大にして深刻なる差別問題に現實當面して、斯る悠長なる遊戯的態度は許されないのである。

従來の改善運動や融和運動やは、迂遠杜撰の趣旨に依る運動に過ぎざる事は上述

した處であるが、また道理をもてあそぶ遊戯的運動であつたのである。

人間尊重の精神を顯揚せんとするには、先づそれを阻止するもの拒避するもの、妨礙するものを除却せねばならない。阻止するもの、拒避するもの、妨礙するものを假借して本當に人間尊重の精神を徹底普遍化する事は、いふ可くして行ひ得ざるところである。

況んや、人間差別の罪惡の爲めに、被差別者は死にも優る痛苦を現實に嘗めつゝあるには非ざるか。たとへば他人より足を踏まれたる場合に、踏まれたる者が踏みたる者を押し退けるは當然の道理である。踏みたる者は、いかなる理由ありとも、先づ自らの不注意と疎忽とを詫び、對者の痛苦を痛ふ可きである。死にも優る差別的言動が仕向けられ、無理非道の慘虐に遭遇して尙ほ之をしも忍ぶは、まことに耐へ得るところに非ざると同時に、被差別者が差別者に對しその痛苦を押し退けんとする行爲に、人情よりしても、當然に許容さるべき事である。これ怨に報ゆる報復手段に非ずして、



自然に流露する至當の人情である。

然も徹底的糺弾は、單に被差別者が現實當面の差別者に對して、その苦痛を訴へ非違を押し退けるに止まらず、尙ほ正義人道の爲め將來をも戒慎すべく、反省に反省を求め、人間禮讃の精神に徹底すべく至誠を吐露する一大教化の妙法なのである。時に臨んで、差別者が故意又は過失に依る自己の言行が、對者の神身を傷ふ事の甚大にして、まことにその非違なりし事を徹底的に悟らば、翻然悔悟して、その誤りを懺悔し、自らも道化者となつて、如何にもして社會に貢献し、その罪惡を償はんとするに至るのは人情の常である。良心の存する限り斯くあるべきである。そうした場合誤れる世道人心を矯正し、人類社會に貢献する爲め、協力して講演會を開催して人間禮讃の精神を高調し、或は謝罪文を頒布して他の誤れる者に誨ゆるは、双方にとつて一舉兩得の事であり、合理的社會淨化の妙法と云ふべきである。然るところ、動ともすれば、折角悔悟の念も幾ばくもせずして、もとの差別的賤視

觀念にたち返り、又は世間の手前を銜ひ、反省悔悟した事さへ恥辱とし、脅迫されたとか、後難を慮りたりとかの辭柄に據り、終に糺弾をして無意義たらしむるに止まらず、冤罪にさへ陥るものがあるのは、まことに痛憤に堪へない。

而して、社會の實情に疎く、社會運動に無理解なる警察官司法官は、斯る事情を洞察するの聰明を缺き時勢を道破すべき識見なく、單に偏見者の片言を聽いて、徒に水平運動を忌避し、水平運動を殲滅せんと、無理解なる取締と壓迫を施さんとするの傾向にある。

加へて、改善運動家融和運動家は、飽迄傳統的思惟感情に捉はれ、自説を固執して、水平運動に快からざる感を懷き、彼此相策應して、無知なる一般世人を迷はしめ、危懼の情を嗾り、世人亦、彼に風靡されて、水平運動に嫌厭たるものがあるらしい。斯の如きは、ひとり水平運動の爲めに惜しむべきに非ずして、人類社會の爲め惜しみて尙ほ餘りある事といふべきである。



眞に水平運動を愛し、人類社會を念ふの士は此際特に留意して、水平運動發祥當時の精神と氣概とを失墜せざらん事に努むべきは勿論、小異を捨て、大同につき、益々團結を計り協力一致して、盛大を期せなければならぬ。

さるを近時動ともすれば、水平運動のうちに於て、或は左翼社會運動に眩惑されてこれと野合し、或は部落内部に於ける有産無産の對峙を以て水平運動の精神と履さ違へ、或は同じ戦友中にも小異を特にとりたて、蝸牛角上の争を續けて確執し、また或は官憲の壓迫に屈托して辟易する等、右顧左眄、甲論乙駁散三伍五して、漸く歩調は亂れんとし、陣容狂はんとせしに非ざるなきか、斯くては我等の苦闘をして水泡に歸せしめ、水平運動獨特の、異彩と使命を消磨し去るものといはねばならぬ。水平五年の間に拂はれし、各地各所の尊き犠牲者の如何に多きかを顧れば、今や四面楚歌のうちに陥らんとするこの水平運動を、飽迄隆盛に致して、犠牲者の意を安んぜずして已むことは出来ないのである。――(をばり)――

### 日本水平社第一回協議會

さきに聲明書を發表して以來各府縣水平社同人より多大の期待と聲援をうけ、愈々機熟して一月五日午後一時より京都市上京區鷹野北町總本部樓上に於て第一回協議會を開いた。各地代表參加人員八十二名(内委任狀をも含む)可決議案左の如し。

### 決議

- 一、宣言綱領ハ第參回全國大會以前ノ者ヲ遵守ス
- 一、名 稱 日本水平社總本部
- 一、各地水平社ノ名稱ハ従前ノ區別ノ上ニ日本何々縣、何々郡、何々村水平社ト記入スルコト
- 一、總本部ヲ京都市上京區鷹野北町八番地ニ置ク



一、組織機關ヲ執行委員制度トス

二四

中央執行委員長 南 梅 吉

中央委員ハ未定(大會迄ハ協議會出席者ヲ以テ準備委員トス)準備委員左ノ如シ

北村庄太郎 岸田民藏 三宅庄太郎 坂本清作

植松鍋十郎 植松丑五郎 川島米次 山口 靜

澤口忠藏 辻本晴一 小山菊太郎 高倉炭造

宮崎勘六 清水喜市 駒井力造 今池樽吉

今池丈太郎 北田勇吉 石田數夫 渡邊豊次郎

藤岡吉三郎 西村幸三郎 佐野信三郎 外貳拾名

一、顧問 二名 推選

一、本部維持費ハ同人及ビ援助者ノ離出金ヲ以テ之ニ充ツ

一、本部機關紙トシテ日本水平新聞發行ノ件

一、專任顧問辯護士 岡田豊太郎氏

日本水平新聞編輯會

一、徹底的糺弾戰術ハ道德的說示

一、部落解放ノ功勞者ト徹底解放ノ協議機關設置之件

一、政黨政派ニ超越之件

一、共產主義者徹底排撃之件

一、全國各水平社大同團結促進之件

一、全國大會ヲ京都ニ於テ三月三日ニ開催之件

一、各本部ヨリ通知ニ接シタル犠牲者ヲ慰問ス並ニ犠牲者協議機關設置ノ件

一、國有地及ビ耕地整理調査之件

一、各部落全般産業狀態調査之件

一、部落改善費使途徹底調査之件

一、官公省及ビ各工場ニ同人採用ノ狀況調査之件

一、同人ノ小作及ビ工場勞働爭議ニ關シテハ一般勞働組合小作組合ニ依ラズ直接日本水平社ノ手ニ依テ解決スルノ件

二五



右決議ス

昭和二年一月五日

京都市上京區鷹野北町八番地

日本水平社總本部

日本水平社第一回協議會

一、本紙は徹底的ブラック開放の戦闘機關なり。  
一、本紙は純水平運動をモットーとし各府縣水平運動の状勢を細大洩さず報導す。  
一、本紙は純水平運動に背逆する思想を排撃し水平運動の純化を高唱す。

# 日本水平新聞

近々發刊

△本紙は徹底的ブラック開放の戦闘機關なり。  
△本紙は純水平運動をモットーとし各府縣水平運動の状勢を細大洩さず報導す。  
△本紙は純水平運動に背逆する思想を排撃し水平運動の純化を高唱す。

京都市上京區鷹野北町八

發行所 日本水平新聞社

313  
112



昭和二年二月三日印刷  
昭和二年二月五日發行

定價拾錢

日本水平社パンフレット  
第一編

人間性の尊嚴

發行兼  
著者

南

梅

吉

京都市上京區鷹野北町八

印刷人

三

菱

庄

太

郎

東京市日本橋區瀬戸物町十八

印刷所

正

明

社

印

刷

東京市日本橋區瀬戸物町十八

京都市上京區鷹野北町八

發行所

日本水平社總本部